

新しい生活施設のあり方に関する提言

「家族が求める暮らしのあり方」
～親の想いを社会にとどけたい～

製作：平成24年8月1日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）
施設のあり方検討プロジェクトチーム

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1
神戸市立総合福祉センター2F
神戸市知的障害者施設家族会連合会 内
電話 078 (371) 3930 FAX 078 (371) 3931
事務局（月・水・金 10:00～16:00）

【前文】

わたしたち全国知的障害者施設家族会連合会（以下、全施連）は、障害のある人のための多様な居住形態の一つとして、新しい生活施設の設置を求めるものであり、そのあり方についてここに提言する。

障害のある人の権利を実現するための、国連を中心とする国際的気運は時を経るごとに高まりを見せ、特に1981年の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション思想がわが国でも展開された。障害のある人を忌避し、地域社会から隔離する手法として位置づいてきた施設収容という非人間的施策を、批判的に吟味する契機を与えてくれた点で、この思想は多大な成果をもたらした。しかしながら同時に、生活施設を全否定するという副産物をもたらすことともなった。一部の身体障害のある人によって行われた、生活施設は障害のある人の自由な意思と行動をはく奪する、存在悪であるという指摘はその代表的なものである。このノーマライゼーション思想を実現する手法として展開されたのがインテグレーション（統合）であったために、生活施設がこれまでに果たしてきた役割は、過不足なく評価されず一方的に否定され、障害のない人との場の共有のみが形式的に最優先された。いつの間にか“地域こそが理想郷”とされてきたのである。

しかし「重荷」となっていた障害のある人が生活施設を利用し、そこでの実践を通して誰の目から見ても発達的に変化したという事実によって、家族の主体を形成する契機となり、なくてはならない家族の一員として位置づけ直されていくことも事実として多くあるのだ。実はそこにこそ施設福祉の意義が存在するのである。北欧がそうであるように、今後、日本の生活施設にも、豊かな選択肢が用意され、大規模施設は自由が利くように小規模化され、地域に開かれていくという方向性が打ち出されていかなければならない。特に重度の知的障害のある人が人権を守られ、安心安全に暮らしの営みを築くことができる条件は、地域には整備されていない。ノーマライゼーションの実現は、生活施設も含めた豊かな選択肢をどれほど地域の中に用意できるのかにかかっているのである。

わが国のノーマライゼーション思想の理解の仕方は、場の共有のみに力点が置かれ、そのために、障害の種別や状態、特性を考慮した暮らしのあり方に関わって、障害のある人のノーマルな生活とは何かを十分に吟味するプロセスが奪われてきた。障害のない人の暮らし方の中に、障害のある人のそれを統合させることが最優先課題とされてきたのである。それによって重度の知的障害のある人の暮らしに混乱や問題が生じるなどとは疑いもしない認識に、障害のある当事者も、わたしたち保護者も困惑し翻弄されたのである。

こうしたノーマライゼーション思想の表層的理解は、わが国の障害福祉政策に混乱をもたらしたと指摘せざるを得ない。何よりも生活施設に人間的な暮らしを築くための、国家的努力を放棄したのだと指摘せざるを得ないのである。

ノーマライゼーション思想発祥の国デンマークにさえ、今も生活施設が存在する。わが国と決定的に異なる点は、旧態然とした貧相な施設を維持させるのでは

なく、居住形態の発展的変更や施設開放による地域住民との交流に取り組み続けていることにある。ノーマライゼーション思想を、障害のある人の“施設から地域への移行”や、障害のある人となない人の“場の共有・統合”という狭隘なものとして誤解してはならない。ノーマライゼーション思想は“その人らしさの保障”という包括的な概念として理解されなければならないのである。

わたしたち全施連は、障害者の隔離政策の主翼を担った旧態然とした“収容”のイメージを色濃く残した生活施設を維持させることについては反対である。施設福祉対策中心であった戦後日本の障害者支援策は、最低基準が最高の基準となってしまう低劣な補助金制度の下で運営されてきた経緯がある。

一方的に障害のある人の暮らしのあり方を決めつけてしまう施策は間違いである。障害のある当事者の選択する権利を軸にして、家族、関係者が共感し納得できる暮らしの場の選択肢が多様であることが重要であり、多様で充実した選択肢を提供することこそが、国と地方公共団体の役割である。

私たちの主張は“施設も地域も”併存させよということではない。生活施設の施設設備や機能を地域生活の拠点とすべく開放し、生活施設を地域生活の一形態として共存させよということである。

障害のある人の地域生活における自立は、当事者の必要に応えうる多様な社会資源と支援サービスの社会的保障によって成立することはいうまでもない。ここに、「利用者こそ主人公（＝利用者主体の原則）」の魂を宿らせるには、個別サービスの利用過程（利用に至る手続きの過程を含む）、サービス提供事業所の運営過程、および障害者施策の決定過程のすべてに、当事者・住民・事業者の参画が保障されなければならない。参画の保障範囲を狭く当事者に限定しない意味は、地域で「ともに生きる」内実をこれらの全過程で創造すべきだからである。

以下、わたしたちの提言を述べるので、十分にご検討いただき、実現のための施策を可及的速やかに具体化していただきたい。

また、全施連の成り立ちと設立趣旨、およびこれまでの経緯について、末尾にまとめているので、ご一読いただきたい。

【1 理 念】

人間の尊厳（その人が人として生まれてきたから尊い）が重んじられ、誰もがその人らしい生き方を国が責任をもって守る仕組みの追求

その人らしい暮らしとは、「どのような場に居ようとも人間としての権利や尊厳が平等に保障されること」であり、知的障害のある人の特性を理解し、支援を得ながら自己選択・自己決定（以下、「意思決定」）の実現ができる暮らしである。

障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）や総合福祉部会の『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して—（以下、「骨格提言」）』が言う「障害のある人も家庭や地域で、ともに生活できる社会づくり」でもない。なぜなら、この意味は、家庭を作り営むことができ、人間関係を構築できる人たちを前提にしており、多くの知的障害のある人はいくら社会が変化したとしても、自ら家庭を作り営む事が困難な上に、近隣の人との関係を持つことが不得意である。つまり、制度が充実し社会が成熟したとしても「地域」で「共に生活」ができ難い多くの知的障害のある人がいることを直視することから論じなければならない。

自立支援法が施行されるまで、本質的な問題点を理解できなかった私たちは、自立支援法を契機として、いま、日本の障害者福祉から何を気づき、何を学んだかが問われている。自立支援法は財政の軽減化、骨格提言は障害者権利条約19条a等の思想性と違いはあるものの、共通する「地域移行」という用語によって、生活を支える重要な社会資源であり、現状では地域の中に位置づいている生活施設がさも地域にはなり得ないかのような流れを作り、また、どこで暮らすかは本人の意思決定によるとしながらも、生活施設での暮らしとそこに住まう当事者の権利を否定している矛盾がある。

国の地域移行という施策で、当事者やその家族の意思決定を無視して施設から出すことは人権侵害であり、一方、個人と環境の相互作用によって起きる社会的障壁を障害と定義し、合理的配慮の欠如が差別だというなら、無策に環境の整わない「地域移行」を勧めることは差別だと言える。私たちは、この「地域」「共に生活」といった曖昧な概念に惑わされない。

国家財政の軽量化を目指す生活施設削減策である「地域移行」が精鋭化すればするほど、生活施設利用者は屈辱的で差別的な扱いを受けることにつながってきている。このことに合理的配慮を欠いた骨格提言の崇高な理念自体も疑わざるを得ない。

どこで暮らすかではなく、人間の尊厳や意思決定を重んじる人に囲まれながら、その人らしく暮らせるか否かが重要なことである。

私たちは、価値観を同じくする人たちとの新しい暮らしがありうると考えてお

り、知的障害の特性を見失うことのない支援者と共に暮らすという生活施設を追求していく。

【2 求めている暮らしの姿】

知的障害のある人が生涯を通じ24時間切れ目のない一貫した支援を受けられ、安心して、快適に、そして共に暮らせるしくみの構築すること

知的障害のある人はその障害の状態にかかわらず、本人主体とする24時間365日切れ目のない一貫した支援が必要である。一貫した支援とは限られた生活空間で行われることを指すのではなく、本人主体の幅広い生活空間で行われる活動の支援が安全に配慮されたものであることである。安全な暮らしのための配慮が必要な知的障害のある人には命の安全と健康保持、更に衛生面での配慮を保障したものでなければならない。

具体的には、

① 家族の絆を知的障害のある人の暮らしの中に確立する

血縁、地縁など様々な縁で繋がっていた社会が崩れ、知的障害のある人の餓死を始めとする無縁死、孤独死、孤立死が日々報道されている。無縁社会が進むにつれて知的障害のある人が安心して暮らせる場所がなくなっている。

今日まで、多くの知的障害のある人が誰に看取られ、どこで亡くなっているのかが不明であることから、家族に看取られた人はごく少数であることは容易に推察できる。

そうならないために、生活施設を中心とした新しい家族縁で結ばれた絆を作りたい。

知的障害のある人の「家族が将来をとおして安心できる我が子らの新しい家族・家庭造り」の支援、また、その家族の人権も大切にできる支援ができる人々が必要。

② 利用者主体の支援の仕組みを作る

知的障害のある人の生涯の支援を商品化（自立支援法の障害者福祉サービスがほぼ該当）して、売買の対象とする福祉ビジネスは強く否定する。その人をその人としてありのまま理解し、我がこととしてできる職員による下記の支援及び考え方が必要である。

- ・ 人の生涯をとおしての支援の大事さ。短期間は無論のこと長期間の病気療養（いわゆる自宅療養）、引きこもり、高齢化そして看取りまでなどの見通を持った暮らしの支援
- ・ 利用者主体を保持する知的障害のある人における意思決定とは、本人と家

族を含めたチームとして支える協働選択・協働決定（以下、「協働決定」）の支援

ここで言う協働決定とは、何（どちら）を着るか、何（どちら）を食べるかなどの日常生活上で行われることも含めた人格権を指しており、それは最大限尊重されるべきことである。

知的障害のある人の協働決定については最善の利益を組み合わせることができ、それを国及び地方公共団体は守らねばならない。

③ 利用者主体と契約は結び付かない

健康で文化的な生活を送るための人格権が、障害福祉サービスを選択（意思決定）する選択権に置き換えられ、司法上、責任能力を持たないと言われる知的障害のある人が契約を行うことになる。

その契約は、障害程度区分による障害福祉サービスの制限と共に民である知的障害のある人と民である障害福祉サービス事業所とで結ぶ所謂「民々契約」と言われるものである。これは、知的障害のある人にとっては、国や地方公共団体が障害福祉サービスに要する費用の支給をする責任にとどまり、人格権保障の責任回避につながっている。

④ 知的障害のある人の自立とは一人の人間として尊厳を持って生きることである

- ・ 知的障害のある人の自立とは、「自分の糧は自分で稼ぎ、人に迷惑をかけないで生きる」ことではない。どんなに濃密な支援を受けていても一人の人間として尊厳を持って生きていくことである
- ・ その人格権の保障に必要な支援に要する費用は、全額公が賄うべきである。なぜなら、人格権の保障に要する費用であるためである

⑤ あらゆる社会参加の機会が重要である

- ・ 知的障害の状態によっては、働くことを賃金を得る目的にするのではなく、社会参加の機会と捉え、障害の状態や特性に合わせて本人主体の「働く（社会参加）」と考えることが大切である。
- ・ 知的障害のある人の支援は、日単位、昼夜単位、時間単位の時間的に分けられた支援でなく、必要なときに必要な支援が得られる仕組みが必要である

【3 提言 新しい生活の場としての生活施設を新設する】

家族を自らが作れない多くの知的障害のある人が家族縁で結ばれ、安心して快適に暮らせる生活施設を新設すること

我々が求める生活施設は、旧法でいう入所更生施設でも入所授産施設でもなく、

新事業体系でいう昼夜分離の障害者支援施設でもない。

地域に存在し生涯を通じて家族縁で結ばれた人たちに囲まれ、安心して快適に暮らせる家としての生活施設である。器の大小、人数の多寡はさほどの問題ではなく、「同じ釜の飯を喰らい、同じ屋根の下で暮らし、喜びも悲しみも分かち合う」という家族的な人間関係が重要である。

- ① 生涯にわたって快適で安心した暮らしを営むことのできる家として位置づけた継続的で一貫した支援を享受できる住まいであること。
- ② 人たるに値する現代的な生活水準であること。
- ③ この住まいは、生涯にわたる暮らしの場であるにふさわしく、家庭的な慈しみ合いと支え合いに溢れる間柄を柱とするものであること。
- ④ 住環境を考えると、それは単に器の大小や人数の多寡ではなく、支援の充実度、安全性、快適性、友人、隣人等々の暮らしに必要な様々な条件が加味されなければならない。
- ⑤ ショートステイやレスパイトケアへのニーズに応える地域福祉の中核的な社会資源として、その求めに即応できること。
- ⑥ 施設周辺に、地域社会の協働・交流に資する社会資源として、児童公園、公民館、児童館等を必ず設置し、近隣者と施設利用者が自然に交わることによって、社会の一員として尊重しあえる間柄を創出する拠点とすること。
- ⑦ 生活施設を障害者にふさわしい環境として生涯にわたり住まう場所として、国及び地方公共団体は保障すべきであること。
- ⑧ 看取りの場としての生活施設の役割
終末期を共に生活し慣れ親しんだ人たちに看取られることができる生活の場として位置づけること。

【4 国家責任について】

国家責任として障害者にかかる費用は、全額国が負担すべきであり、また、偶然障害を持たなかった国民は、障害者を税金で支援する理解が必要であることを説明する責任があること。

国・都道府県及び実施主体の市町村責任が支援費用の給付に留まる現金給付制度は、知的障害のある人の生涯にわたる支援に大きな不安を引き起こしている。国及び地方公共団体は支援という現物の給付を行い、支援に対して全面的な責任を負うと同時に、このことについて国民の理解を求める責務を負うこと。

全施連の成り立ち

I 目 的

全ての知的障害者施設を利用する人の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

II 理 念

《本会としてすべきこと(会の憲章)》

- 1 本会は我が子らの幸せを追求すること。反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、全力を挙げて立ち向かうこと。
- 2 本会は知的障害者(児)の全ての親や家族が手を取り合うことの重要性を認識すること。
- 3 本会はもの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。

《原則(会のルール)》

- 1 異なる意見は互いに尊重し、決して争ってはいけない。異なる意見とは、知的障害者(児)の幸せの姿の違いであり、争うことではないと理解し、議論をつくすこと。
- 2 親個人がいかなる主義主張があっても知的障害者(児)運動に参加するものは党派や信条を超えること。
- 3 施設は知的障害者(児)の人生を豊かにするために存在するものであり、施設職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し協力関係にあること。
- 4 よく話し合い、勉強し合い、知りえたことはみんなで共有すること。

III 組 織

知的障害児(者)施設利用者家族会の都道府県組織(正会員)と賛助会員で構成する。
平成24年3月現在 34都道府県(賛助5県を含む)約5万人

IV 成り立ち

平成15年度

支援費制度が施行されるも、すぐに財源不足で介護保険との統合がささやかれる。

全国知的障害者施設利用者互助会の席で熊本県、島根県、三重県の3県が全国組織の立ち上げを話し合う。

平成16年度

支援費制度の財源不足を理由に介護保険制度への統合を目的とした障害者自立支援法のグラウンドデザインが11月に発表され、大きな福祉構造改革が示される。福祉の担い手が国から民々契約（利用者と事業所）に移り障害福祉がビジネスの対象とされることに大きな危惧をいだく。さらに障害程度区分で受けられる支援が区別されること、応益負担（利用料の1割負担）で収入もなく、濃密な支援が必要な重度な障害者ほど負担が重くなる仕組みに福祉の荒廃と危機感を高める。

10月 全国知的障害者施設利用者互助会全国大会での話し合いの席、当初の熊本・島根・三重の3県に長野県、兵庫県が飛び入りの形で参加し、設立にむけて話し合う。

2月 全国知的障害者施設家族会連合会（以下全施連）設立準備会を兵庫で開催し、名称・規約の骨子を決定する。

平成17年度

「地域で当たり前暮らし」をテーマに入所施設解体論が盛んになる。障害者自立支援法が明らかになり、「障害程度区分」「応益負担」などの仕組みが示される。

9月 全国知的障害者施設家族会連合会設立

設立総会を京都にて開催。11県40人参加。

平成17～18年役員

会長 太田満喜雄（三重県） 副会長 辻至行（熊本県） 由岐透（兵庫県）

幹事 加入県支部長（神奈川・群馬・愛知・宮城・宮崎・高知）

監事 山根基（島根） 町井秀治（長野県） 計11県

日本知的障害者福祉協会（以下、「日本福祉協」と共に活動することを約束し、「障害者自立支援法に関する要望書」を連名で厚労省に提出。10月に障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）が国会通過する。

10月 全日本手をつなぐ育成会・全国知的障害者福祉協会を訪問、福祉協会小坂孫次会長及び西村孝志副会長に顧問就任要請し快諾を得る。

11月 与謝野馨金融大臣および厚生労働省訪問を「障害者自立支援法に関する要望書」を手渡す。

12月～18年1月 自民党知的障害者対策議員連盟の会に出席、自立支援法に関する要望を訴える。その訴えは「応益負担の負担率軽減」「障害程度区分の判定不備の是正」など比較的穏やかな論調であった。

平成18年度

3月に報酬単価や利用料が発表され、施設は経営困難に、利用者は障害基礎年金だけでは暮らせないことが判明し、反対運動が一気に起こる。

4月 障害者自立支援法一部施行

10月 自立支援法10月より本格施行となる。21年度に見直しが決まり、18年度の補正予算で960億円が計上される。350万円までだった資産要綱が500万円までになり、利用料も軽減される。自立支援法は本格施行となったが自立支援法の3年後の見直

しにむけて、運動は大きく舵をきることになる。活動は日本福祉協と連携をとりながら進めることになる。

10月 第2回全国大会を熊本で開催。18県57名参加

講演1 小坂孫次氏 日本知的障害者福祉協会会長

講演2 田仲教泰氏 厚生労働省より障害福祉課長補佐

全国大会での討議の中で障害程度区分は人を区分し、生活を限定するものであり、人権侵害である。したがって廃止を訴えることを決議する。それらを大会宣言にまとめ、国及び加入都道府県に訴える。

平成19年度

19年度と20年度でさらに240億円の予算が追加され、工賃の控除などが決まる。

全施連は日本福祉協と共に入所施設の昼夜分離阻止や障害程度区分の撤廃にむけて活動する。しかし、政権与党である自民党と「障害程度区分の撤廃」や「入所施設の存続」といった文言での確執が起こる。

4月 支部長会 名古屋

平成19～20年役員

会長 由岐透（兵庫県）

副会長 辻至行（熊本県） 柴垣謙介（千葉県） 南守（高知県）

幹事 加入県支部長（宮城・栃木・神奈川・群馬・愛知・三重・鳥取・愛媛・宮崎・福岡・大分・鹿児島）

監事 山根基（島根） 町井秀治（長野県）

計23都道府県 33,860人

6月 「障害者自立支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」

東京メルパルクホール 参加者1,700人

全施連も千葉県支部を中心に関東から700人、遠くは九州・宮城などその他の地区から300人、合計1,000人の保護者、家族を集める大集会となる。しかしその内容は7月の参議員選挙を睨んでの自民党議員の発言が相次ぎ企画倒れの観を否めなかった。それでも日本福祉協と共に見直しを求める請願署名を55万人集めることができた。

9月 第3回 全国大会を松山市で開催 21都道府県141人参加

「徹底的に話し合おう！今、家族として何をすべきか」

講演 相澤與一氏 高崎健康福祉大学大学院教授

シンポジウム 徹底的に話し合おう（全員参加型討論会）

会理念の採択のほか、自立支援法および障害程度区分の撤廃へ活動を活発化することを宣言する。

同日に支部長会及び総会

10月～20年1月 全施連単独では初の署名「障害者自立支援法の廃止を求める署名運動」に取り組む。43万人の書名を集める。集めた署名は当初与党自民党に提出する予定だったが、自民党が受け取りに難色を示し、請願の中の「障害程度区分撤廃を見直しに訂正するなら受け取る」と返答してくる。悩んだ末43万人の願いを聞く政党・議員に託そうと決まる。

10月 フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを考える旅

※北九州市立大学 小賀久教授一部同行

11月 研修会 名古屋

講演1 「障害者自立支援法を廃案に」

三谷嘉明氏 名古屋女子大学教授

講演2 「憲法13条から見た障害者自立支援法の違法性」

初谷良彦氏 愛知淑徳大学教

その他

- ・ 組織拡大作戦 チラシ1,500枚を各福祉協会及び3,000箇所の施設に配布
- ・ 障害程度区分アンケート開始
- ・ 「障害者とその家族が自立するとき」斡旋販売3,000冊
- ・ 衆議院総選挙に公開質問状提出と、回答公開。
- ・ 自民党・民主党に「応益負担廃止・障害程度区分廃止に関する要望書」提出
- ・ 内閣官房長官町村信孝氏に「障害者自立支援法の抜本的な見直し等を求める重点要望事項」を提出
- ・ メーリングリスト開始
- ・ 全施連加盟県増加運動
- ・ 障害程度区分調査
- ・ 日本障害者協議会（JD）入会

平成20年度

さらなる利用者負担、世帯範囲の見直し、障害児世帯の所得制限の緩和など様々な減免策が出される。都道府県知事や都道府県議会からも「障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書」が出されるようになる。9月に福田康夫首相が退任、麻生太郎首相は就任当初から退任解散の空気があり、政治空転が続く。

4月 支部長会&総会 大阪

講演 「中央情勢と今後の課題」 藤井克徳氏 日本障害者協議会常務理事
「4.20全国統一行動」

3月末から7月まで全国19支部で6,000人が参加する集会を開催する。メディアに訴えるも大きな反響を呼ぶことはできなかった。(高知は19年に開催)

第2回 フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを考える旅

8月 緊急支部長会 大阪

9月 第4回全国大会を静岡で開催 22都道府県より253人の参加

「護ろう、わが子らの幸せ 進めよう 障害者福祉」

講演 三谷嘉明氏 めぐみ生涯発達支援研究所 所長

シンポジウム 全員参加型討論会

第3回大会に続き支部のない静岡県での開催の上、参加者の倍増で、開催担当(南副会長)は、苦慮する。

障害程度区分は人権侵害に当たるとして、撤廃を要求していく。

同日に支部長会。

障害児者支援関係団体協議会に入会。

11月 「障害者自立支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」 日比谷野外音楽堂

参加者7,000人(全施連1,000人)

「障害者自立支援法の抜本的見直しを求める緊急署名」62万人

しかし、集会はまたもや自民党色が強く、集会への参加を求めて会場前で民主党議員が抗議する場面もあった。全施連本部も参加支部より政治の偏りに対して詰問を受け善後策に追われることとなる。全施連本部自体も集会のこのような内容を知ったのは前々日であり、政治的感覚を研ぎ澄ませることの難しさを知った活動でもあった。

11月 「障害者自立支援法の廃止を求める署名」引渡し

昨年実施し、政権混乱のため温存していた署名43万人分を議員会館にて引渡し、意見交換会を開催する。各都道府県支部から地元議員への呼びかけもあり自民党をのぞく全党より園田康博議員をはじめとした多くの議員が紹介議員となって厚生労働委員会に提出されることになる。しかし、審議未了で終わる。

12月～21年5月 「入所施設存続を求める請願署名」8万人

全国3,000箇所に7万枚の署名依頼を配布。入所施設を真に必要とする人に限定しようという趣旨から署名者は本人と親兄弟のみにする。「孫のために署名をしたい」「職員も署名したい」という問い合わせが相次いだ。入所施設利用者はもちろんだが、通所施設を利用している人、グループホーム利用者からの署名や訴えがあり21年5月までに8万人の署名を集める。麻生政権が危うい時期でもあり、署名引渡しのタイミングが難しく、せっかくの署名も温存することにする。

その他

- ・ 「親の不安はこれだ」 発行

自立支援法の問題点を訴えるとともに、わかりにくい同法の解釈本として柴垣副会長を中心とする関東ブロックの発案で全施連初の書籍を1,500冊発行する。その後、増刷を行い15,000冊を完売

- ・ 田中幹夫弁護士、三谷嘉明教授・初谷良彦教授らの協力を得て、日本弁護士協会へ人権侵害で訴える準備を始める。争点を「障害程度区分」として全国に障害程度区分の弊害調査と提訴者を捜すアンケートを福祉協と共に全国知的障害者施設で実施。3,000件ものデータが集まるが、新体系に移行しなければ程度区分認定は行われぬこともあり、調査は予想どおりの結果を得ることができず、平成23年提訴は断念する
- ・ 「障害者自立支援法に関する要望書」社会保障審議会議員・各政党に提出
- ・ 「知的障害者当事者団体として認知要望」を厚生労働省に提出
- ・ 全国で国会議員に自立支援法の賛否を問う運動
- ・ 旧法入所施設存続等に関する要望書を自民党・厚生労働委員・厚労省へ提出
- ・ 自民党と入所施設を地域の核とする「障害者自立支援法の一部を改正する法律案について」の意見交換会に要望書提出 個別に面談説明
- ・ 民主党障害者施策PTと面談、「障害者自立支援法に関する意見書」を提出
- ・ 日本障害者協議会退会
- ・ 日本弁護士協会へ人権侵害の申し立てをするための資金カンパ

平成21年度

利用者負担の更なる軽減、資産要綱の撤廃、扶養共済年金の収入除外など策が打たれる。「障害者自立支援法の一部改正案」が自民党から出されるが、麻生太郎氏の退任騒動で国会が空転し審議未了で廃案となる。8月総選挙にて民主党圧勝、鳩山由紀夫首相が誕生、12月長妻昭厚労大臣が障害者自立支援法撤廃と謝罪をする。障害者制度改革推進会議室ができ、会議メ

ンバーに福島みずほ担当大臣より推薦されるも、選に漏れる。

2月 支部長会 神戸市

6月 支部長会・総会 大阪ホテルコロナ

平成21～22年役員

会 長 由岐透（兵庫県）

副会長 柴垣謙介（千葉県） 南守（高知県） 岩本邦雄（神奈川）

幹 事 加入県支部長（北海道・宮城・秋田・茨城・栃木・東京・群馬・愛知・三重・
山口・愛媛・佐賀・宮崎・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島）

監 事 山根基（島根）・青柳利政（長野県）

計24都道府県 賛助9施設 48,998人

講演 「中央情勢について」 小坂 孫次氏

「膝つき合わせて話そう」

7月 徳島・高知研修旅行 日本知的障害者福祉協会「全国知的障害者関係職員研修会」参加と高知あじさい園見学

9月 第5回全国大会を島根で開催 21都道府県230名が参加

- ・ 知的障害者の尊厳のある暮らしを考える
- ・ 講演 石川康宏神戸女学院大学教授
- ・ 公開座談会 全員参加型討論会
- ・ 支部長会

12月 徹底討論学習会 博多

意見交換会 民主党 藤田一枝議員他

2泊3日の学習会を企画し、「入所施設のあり方」を徹底討論する。私たち自身が施設の実態とあり方を議論し、質の高い入所施設を求めることを共通理解した。また、藤田一枝議員に温存していた「入所施設存続を求める要望書」の提出に協力を要請し了承される。

その他

- ・ 竹原新一阿久根市長の「高度医療が障害者を生き残らせている」との障害者の存在を否定する発言に対して抗議文を送付
- ・ 日本弁護士協会へ人権侵害の申し立てをするための資金カンパ
- ・ 解散総選挙に係る公開質問状提出と回答公開
- ・ 日本障害者協議会再入会
- ・ 障害児者支援関係団体協議会解散
- ・ 「入所施設存続を求める要望書」を民主党副幹事長及び関係議員、厚生労働省、自民党に面談の上、提出
- ・ 「障害者制度改革推進委員会への参画のお願い」を民主党・社民党に提出し、関係団体へも協力を呼びかけるが選に漏れる。さらに東俊裕室長と面談するも総合福祉部会のメンバーにも入ることはできなかった
- ・ 「障害者自立支援法の施行に係る新体系移行に要する平成22年度施設整備費等についての要望」を大串博志財務政務官に提出
- ・ 全日本手をつなぐ育成会と意見交換会「公開質問状」を提出
- ・ 「新型インフルエンザワクチンに関する要望書」を厚生労働省及び各支部都道府県に提出
- ・ 「滋賀フォーラムでの入所施設ブロイラー発言に関する」要望書提出

- ・ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案に対する意見書」提出

平成22年度

2月に長妻大臣の自立支援法存続発言から空気は一転し「障害者自立支援法一部改正案」が再度浮上。自民党との確執の中で議長提案の形で厚生労働委員会で審議されることになる。この時期を捉えて温存していた「入所施設存続を求める要望書」を42人の国会議員に引き渡すも、わずか3日で首相の辞任、法の廃案と共に署名請願も終わることとなる。12月菅直人首相の下、「障害者自立支援法一部改正案」が出されるが、十分に審議もされぬまま閣議決定される。一方推進会議の8月には推進会議が「第一次意見書」を発表する。各地ではその意見書をめぐるフォーラムが開催され12月には「第二次意見書」が発表され、さらにフォーラムが続く。各支部も都道府県内でフォーラムの主催者として参画し、総論賛成ながらも入所施設の必要性も訴えていく。

23年3月11日 未曾有の大地震と原発事故が東日本を襲う

3月～6月 全国縦断学習会

全施連の考えを基に全国組織強化と中央情勢報告をするために3月末から6月にかけて全国26箇所及び学習会を企画し南副会長が全国縦断講演をする。

4月 オープン正副会長会 神戸

5月 「入所施設存続を求める請願署名」の「引渡し式」

藤田一枝議員の協力を得て温存していた「入所施設存続を求める請願署名」の引渡し式を参議院会館にてする。全国から本人を含む52名の会員が集結し、自民党以外の全政党から42人も議員（秘書を含む）が集まり、請願を引き渡した。翌日から受け取り議員が紹介議員となり厚生労働委員会にかけてくれる。しかし、わずか3日後の28日突然の鳩山首相退陣が発表され、またしても審議未了となる。

5月 村井公道氏の「日本列島遊説行脚」に協力

6月 支部長会&総会 札幌

講演「中央情勢について」 講師 山崎麻耶議員との意見交換会
伊達市見学

7月 研修会 神戸 「デンマークの福祉事情」

アービッド・ホルム氏

9月 第6回全国大会を兵庫で開催。32都道府県、692名が参加。

『どこで だれと どう生きてほしいのか』

講演 松端 克文 桃山学院大学准教授

公開座談会 全員参加型討論会 「伝えたいこと(阪神大震災を経験して)」

同日に支部長会

10月 民主党有志の会設立

12月 全施連顧問団設立

公の場で発言する機会が増えるにつれて、入所施設の必要性を論理的に説く必要を感じる。そこで、福祉協会の小坂孫次氏、田中幹夫弁護士など10人の顧問団を結成し、顧問の方々に指導を仰ぐこととする。

1月 支部長会 愛知県大府市

中根泰弘議員と意見交換会

「地域での暮らし方」や「高齢化」問題について討議し、入所施設と地域は対立する

ものではなく、入所施設を地域の核とし、入所施設もGH・CHもどちらも社会資源として質を高めることを再確認する。

3月 東日本大震災義援金募集を始める

※ 3月11日に東日本大震災が起こり、東北地方を中心に甚大な被害を受ける。被害者に直接、迅速に救援する方法はないかと考え、全施連は知的障害者施設を利用する被害者に特化した義援金募集を企画し、義援金分配する。

正副会長学習会 1泊2日北九州市（オブザーバー多数参加）

テーマ「願いを形に表そう～入所施設を地域の拠点に～」

講師 小賀久北九州市立大学教授

平成19年10月フィンランド・デンマークの福祉を知る旅で同行教授を受けた北九州私立大学教授である小賀久氏を囲んで1泊2日の学習会を開催する。その中で施設のあり方を集中して議論する必要があることの提案を受ける。顧問団の中で「施設のあり方PT」を立ち上げ煮詰めた議論をすることとなる。

その他

- ・ 障害者制度改革推進会議で障害福祉部会に由岐会長が出席、地域で暮らせない知的障害者がいることを主張し反響を呼ぶ
- ・ 「入所施設存続と充実に関する要望書」を山井和則厚生労働政務官、吉田副幹事長、厚生労働省等と面談の上提出
- ・ 参議院選挙に公開質問状を提出、回答を公表する
- ・ 「障害者自立支援法一部改正案に関する要望」を大串博志財務政務官、原口一博議員に相談
- ・ 「障害程度区分・施設のあり方等を求める」要望書を民主党・自民党その他の政党に提出。民主党・自民党はヒアリング及びその座長等に個別面談の上提出
- ・ 「障害者自立支援法の新体系移行の24年4月までの期間延長を求める」要望書を面談の上提出
- ・ 障害者制度改革推進会議室長東俊裕室長と面談
- ・ 「施設は子らの故郷」東京知的障害者施設等連合会発行 販売協力

平成23年度

東日本大震災は復興の遅れたまま、特に原発事故の福島はそのめどさえ立たない状況での1年となる。8月には障害者制度改革推進会議の総合福祉部会より「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が発表される。新しい年度を迎え地域生活を渴望する推進会議派、自立支援法固持の厚労省派に挟まれ、全施連は少数意見の域を出られない。

24年2月 突然厚労省よりいわゆる「障害者総合支援法」が提示され、3月13日には閣議決定・即日国会へ上程される。このことは障害当事者参画のもとに勧められてきた施策の後退であり再び大きな障壁となるであろう。

平成23年4月から24年年3月までの間に8回のPT会議を持ち、現在の求める施設を含む社会構造を研究すると共に今後は将来にむけた長期的展望を描く全施連提言をまとめつつある。

6月 支部長会&総会 大阪府茨木市

平成23～24年役員
会 長 由岐透（兵庫県）

副会長	岩本邦雄（神奈川県） 南守（高知県）
幹事	加入県支部長（北海道・宮城・秋田・茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・群馬・愛知・三重・和歌山・山口・愛媛・佐賀・宮崎・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島・沖縄）
監事	山根基（島根） 川畑紀一郎（宮崎）
	計 27 都道府県 賛助 16 団体 計 53, 154 人

- 9月 第7回全国大会を千葉で開催。32都道府県、651名が参加。
 テーマ「考えよう！わが子らが安心して暮らせる場を」
 講演 伊藤 周平鹿児島大学法科大学院教授
 シンポジウム 東日本大震災の体験と将来へ 全員参加型討論会
- 10月 緊急支部長会 名古屋 全国統一請願活動について
- 11月 一般社団法人認可を得て、「一般社団法人 全国知的障害者家族会連合会」となる
- 3月 支部長会 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会設立総会
 宮崎県青島 1泊2日
- その他
- ・ 障害者制度改革推進会議室長 東俊彦氏と面談 入所施設の必要性を訴える
 - ・ 「施設のあり方PT」4月より24年3月まで、計8回開催
 メンバー：小賀久氏・伊藤周平氏・宗澤忠雄氏 正副会長
 - ・ 東日本大震災義援金募集、第2回フィンランド・デンマークの福祉を知る旅（20年4月）で指導を受けたアービックフォルム氏を中心とした知的障害者団体がストックホルムでチャリティーコンサートを開催し、その際の義援金を寄付してくれる。またその際使用したTシャツを義援金つきTシャツとして約1,500着販売その売り上げも義援金として配布 合計21,611,926円
 宮城・岩手・福島・栃木・茨城・千葉の支部及び福祉協会・JDに合計1,600万円配布
 - ・ 自民党ヒアリング「障害者自立支援法一部改正案」
 - ・ 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に対する声明・及び意見書を 民主党議員連盟・関係団体に配布
 - ・ 沖縄那覇学園事件についての協力要請 日本知的障害者福祉協会・全日本手をつなぐ育成会・民主党その他
 新体系に移行する際に契約を施設から一方的に次の理由により拒否される。
 - 1 保護者間との仲が悪い
 - 2 県育成会に非協力的
 - 3 施設職員に（支援に関する）苦情あり
 ※この件は訴訟も視野に入れつつ引き続き取り組んでいる。
 - ・ 「総合支援法に対する意見書」を民主党WTへ面談と提出
 - ・ 「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願活動」全国各支部で展開
 - ・ 「障害者総合支援法に関する要望書」民主党・自民党に面談の上提出
 - ・ 「我輩はダウンである」東京知的障害者施設家族会等連合会発行 販売協力